令和８年６月４日

口座を開設されるお客様へのお願い（個人）

高槻市農業協同組合

昨今、振り込め詐欺、盗難カード等による貯金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会的にも大きな問題となっており、ＪＡに対しても「犯罪による収益移転防止に関する法律」等の法令に貯金口座を厳格に管理することが求められております。

振り込め詐欺、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪では不正に第三者から買い取った口座が利用されている場合が多く、当組合では、貯金口座を利用した金融犯罪を未然に防止するため、新たに口座開設を希望されるお客さまには、下記事項についてお願いをいたしております。

お客さまには大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆口座の利用目的をお伺いしています。

口座の開設時に、開設する口座のご利用目的をお伺いしております。
ご利用目的によっては、口座の開設をお断りする場合がございます。
※お伺いしたご利用目的に関連する書類等のご提示をお願いする場合がございます。

◆口座開設は最寄り支店にてお手続きください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先の近くの支店にてお願いしております。ご自宅やお勤め先の近くの支店以外での口座開設は、お断りする場合がございます。
また、ご自宅が当組合管内（高槻市・島本町）以外の方で管内にお勤めの方は、お勤め先が確認できる書類の提示やお勤め先への確認等をさせていただく場合がございます。当組合管内への転居を予定されている方は、転居後に口座開設をさせていただきます。

◆本人確認のため、顔写真付の公的書類をご用意ください。

運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付の公的書類をご提示ください。
※顔写真付きの公的書類をお持ちでない場合は、2 種類の確認書類（後期高齢者医療被保健証と年金手帳等）（原本）が必要となります。

◆口座の開設にかかる申込書類はすべてご記入ください。

口座の開設にかかる申込書類はすべての事項についてご記入ください。
お勤め先またはご職業についても併せてご記入ください。

◆複数口座の開設はご遠慮ください。

当組合では、お一人様につき１口座のご利用を原則としており、複数口座の開設はお断りしております。

◆他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています。

貯金規定により、口座を第三者に利用させることや口座の譲渡は禁止されているためお断りしております。
他人に利用させるために口座を開設することは、刑事罰の対象となる場合がございます。
また、口座開設後に貯金規定に違反した際には、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。

詳細につきましては、各支店へお問い合わせください。

令和８年６月４日

口座を開設されるお客様へのお願い（法人）

高槻市農業協同組合

昨今、振り込め詐欺、投資勧誘詐欺等、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会的にも大きな問題となっており、ＪＡに対しても「犯罪による収益移転防止に関する法律」等の法令に貯金口座を厳格に管理することが求められております。

当組合では、このような金融犯罪を未然に防止するため、法人等で新たに口座開設を希望されるお客さまには、下記事項についてお願いをいたしております。

お客さまには大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆口座開設は最寄りの支店にてお手続きください。

口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の近くの支店にてお願いしております（当組合管内に限る）。

「本社・主たる事務所」が当組合の管轄外の場合は、口座開設をお断りしております

「主たる事務所」の近くの支店以外での口座の開設や代表者さまの個人取引を含めて過去より当組合と取引がなく、また、法人設立から１年に満たない場合などで、事業実態の確認ができない場合は口座の開設をお断りする場合がございます。

◆口座開設のお申し込みには、以下の確認書類の原本をご提示ください。

ご提示いただいた資料につきましては当組合にてコピー（写し）をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1.法人の登記事項証明書・印鑑登録証明書（発行日から６か月以内のもの）
2.法人の事業内容・事業実態の確認できる資料（決算書類・定款・事業に必要な行政庁の許認可証等）
3.実質的支配者が確認できる資料（「定款（写し）」「株主名簿」等 ）
4.代表者および実質的支配者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
5.手続きに来店される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
6.手続きに来店された方と法人の関係を証明する資料（法人の委任状等）
7. 審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする書類。

◆留意事項

・お申込みから口座開設までに、審査のため２週間程度を要する場合がございます。
・必要に応じて、追加の資料の提出をお願いする場合がございます。
・審査結果によっては口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願いいたします。
・貯金規定により、貯金口座の譲渡は禁止されており、刑事罰の対象となる場合がございます。
また、口座開設後に貯金規定に違反した際には、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。

詳細につきましては、各支店へお問い合わせください。

令和８年６月４日

口座を開設されるお客様へのお願い（法人格のない団体）

高槻市農業協同組合

昨今、振り込め詐欺、投資勧誘詐欺等、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会的にも大きな問題となっており、ＪＡに対しても「犯罪による収益移転防止に関する法律」等の法令に貯金口座を厳格に管理することが求められております。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者の皆様が貯金の払戻し円滑にうけられるよう、ＪＡは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、農水産業協同組合貯金保険法ではＪＡに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

さらに農業協同組合法により農協は組合員外の利用率に制限をうけています

以上のことから、法人格のない団体の口座開設を希望されるお客さまには、下記事項について確認、お願いをいたしております。

お客さまには大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆口座開設は最寄りの支店にてお手続きください。

口座の開設は、団体の所在地や代表者様の住所の近くの支店にてお願いしております（当組合管内に限る）。

遠隔の支店をご希望の場合は、ご希望の理由などをお聞かせいただくとともに場合によっては、口座の開設をお断りする場合がございます。

◆口座開設のお申込みには「団体としての要件」の確認の為、以下の「確認書類」の原本をご提示ください。

【要件】

1.団体・組織としての規約や定款の定めがあること
2.多数決の原則がおこなわれていること
3.構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること
4.組織において代表の選任方法や総会の運営方法、財産の管理方法が定められていること
5.財産が団体に属するか構成員に属すかについて、団体の規約、定款または総会議事録に明記されていること

【確認書類】

1.団体の規約、定款または総会議事録等
2.団体の活動実績がわかる資料
3.団体の収支報告書
4.団体の会員名簿
5.団体の代表者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
6.手続きに来店される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
7.審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする書類。

◆ご留意事項

・口座名義は、規約・定款などに記載の名義とさせていただきます。
・口座代表者は、規約・定款などに記載の団体の代表者とさせていただきます。
・お申込みから口座開設までに、審査のため２週間程度を要する場合がございます。

・審査結果によっては口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願いいたします。
・貯金規定により、貯金口座の譲渡は禁止されており、刑事罰の対象となる場合がございます。
また、口座開設後に貯金規定に違反した際には、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。

詳細につきましては、各支店へお問い合わせください。